

 県章	沖縄県公報	定期発行日 毎週火・金曜日 (当日が県の休日に 当たるときは休刊とする。)
目次 告示 告示第366号 地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2の7第2項の規定により、次の歳入等を特定歳入等と定め、その収納に関する事務を令和8年10月5日から地方税共同機構に行わせることとした。 令和8年10月5日 分担金及び負担金 使用料及び手数料 財産収入 寄附金 諸収入 歳入歳出外現金 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第159条の規定による誤払金等の戻入金 沖縄県知事 古 謝 玄 太		

発 行 所 沖 縄 県 総 務 部 総務私学課 電話番号 098-866-2074	印 刷 所 沖縄県総務部総務私学課（文書法規班印刷室） 〒900-8570 那覇市泉崎 1 丁目 2 番 2 号 沖縄県庁地下 1 階
---	---